

## 医療法人制度の概要

## (1) 制度の趣旨

医療を提供する体制の確保を図り、国民の健康保持に寄与すること、また医療の非営利性を損なうことなく、その経営主体を法人化することにより、資金の集積を容易にし、医療機関の経営に持続性を付与する。それによって、私人の医療機関の経営の困難を緩和し、安定した地域医療の供給体制を確保する。

## 【医療法第40条の2】(医療法人の責務)

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

## (2) 医療法人化に伴うメリットと必要となる手続等

## ① メリット

- ア 経営の持続性
- イ 家計と経営の分離
- ウ 新たな事業展開（複数の医療施設の開設等）

## ② 必要となる手続等

- ア 管理運営業務等の増加  
(定款（寄附行為）変更認可申請、役員変更届、登記完了届、事業報告書等の作成)
- イ 医療法人化による病院・診療所に関する手続の増加  
(開設許可、変更許可等)
- ウ 行政の関与  
(業務会計状況の報告、立入検査権、措置命令、業務停止命令等)

## (3) 平成19年3月の医療法改正に伴う主な変更点

- 社会医療法人制度の創設と特別医療法人制度の廃止  
(平成24年3月31日まで存続)

○残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は規則31条の2に規定する者（公的医療機関の開設者、医師会等）のうちから選定される。（医療法第44条第5項）

○医療法人の管理体制の見直し

理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にした。

○医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書等を作成し、3月以内に知事又は保健所長に届け出なければならない。

また、行政への届出に係る書類については、債権者だけでなく一般の人も閲覧できる。

○基金制度の創設。（現金及び不動産等、法人と拠出者との契約）

#### （4）医療法人の設立について

○医療法人の設立申請ができる方

① 医師又は歯科医師である方

② 欠格条項（法第46条の2第2項）に該当していない方

ア 成年被後見人又は被保佐人でない方

イ 医療法、医師法、歯科医師法及び関係法令に、現在及び過去2年間違反していない方

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、刑を執行されているか執行猶予期間中でない方

#### （5）その他

○医療法人の構成（社団たる医療法人の場合）

① 役員

医療法人は理事（原則として3人以上）と監事（1人以上）を、その役員として置かなければなりません。

役員は、前記の「欠格条項」に該当していない方で、自然人に限られます。また、設立しようとしている法人と取引関係にある営利企業の役職員になっている方が役員に就任することは望ましくありません。

ア 理事

・法人の事務を執行。

・管理者は、原則として理事にならなければなりません。（医療法第47条）

・理事には、通常、社員の全部又は一部の方が就任しますが、社員以外の方が就任しても差し支えありません。

イ 理事長

・理事長は、法人を代表し、業務を総理する。

・理事長は、原則、医師又は歯科医師であることが必要です。

- ・理事長は、理事の中から互選される。

#### ウ 監事

- ・監事の職務は、法第46条の4第7項に規定されています。
- ・監事は、理事や医療法人の職員と兼ねることはできませんが、社員であっても差し支えない。
- ・設立しようとしている法人と利害関係が深い方、他の役員と親族等の特殊の関係がある方は就任できません。

#### ② 社員

ア 医療法人社団は、人々の集合体であり、その人々を社員といいます。

イ 社員は、原則として三人以上としてください。

ウ 拠出した方は、原則、社員になります。

エ 拠出していない方でも社員になれます。

オ 医療法人や株式会社等は、社員にはなれません。

#### ③ 従業員

ア 医療法人の開設する病院等で働いている方をいいます。(例. 薬剤師、看護師、事務員など)

イ 理事長や常務理事等であっても、法人が開設する病院等で働いていれば従業員です。

医療法人設立認可及び認可後の手続きの流れ

|                            |   | 病 院  | 医科診療所<br>(県医師会会員) | 医科診療所<br>(県医師会会員以外)<br>歯科診療所 |                              |
|----------------------------|---|--|-------------------|------------------------------|------------------------------|
| 設<br>立<br>認<br>可           | 設 立 説 明 会<br>及 び<br>個 別 相 談   | 医療指導課  | 県医師会              | 医療指導課                        |                              |
|                            |   | 事前(仮申請)審査  |                   | 事前(仮申請)審査                    |                              |
|                            | 申 請   | 保健福祉(環境)事務所(保健所)   |                   |                              | 12月下旬<br>提出締切                |
|                            |   | 医療指導課  |                   |                              |                              |
|                            | 医 療 審 議 会   | 意見聴取   |                   |                              | 翌年2月上旬予定                     |
|                            |   | 答 申  |                   |                              |                              |
| 開<br>設<br>手<br>続           | 法 人 設 立   | 認可書  |                   |                              | 法人台帳<br>の作成<br>翌年3月<br>月上旬予定 |
|                            | 法 人 登 記   | 設立認可後、2週間以内に設立の登記をしなければならない。<br>(認可書が届いてから)  |                   |                              |                              |
|                            | 登 記 完 了 届   | 届出は1部  |                   |                              |                              |
| 開<br>設<br>手<br>続           | 開 設 許 可 申 請   | 通常の新規開設と同じ手続きが必要。<br>(開設者が医師、歯科医師以外のものになるため、<br>診療所は継続していても開設許可が必要。)                               |                   |                              |                              |
|                            | 病 床 設 置 許 可 申 請<br>(注1)   | (注1) 有床診療所のみ開設許可申請と同時に申請が必要。   |                   |                              |                              |
|                            | 使 用 許 可 申 請<br>(注2)   | (注2) 無床診療所は不要。   |                   |                              |                              |
|                            | 開 設 後 の 届 出 等   | 医療法人としての開設後の届出が必要。<br>(前日付けで、個人開設の病院・診療所の廃止届を提出。)<br><br>医療法人が開設する診療所が、その構造設備等を変更する場合は<br>変更許可が必要。 |                   |                              |                              |
| 保 険 診 療 関 係 の<br>手 続       | 保険(診療報酬請求)については継続扱いとなり、開設した月の20日<br>までに申請すれば、遡及される。<br>※申請先は、九州厚生局指導監査課 (Tel 092-707-1125)                  |  |                   |                              |                              |
| 設<br>立<br>後<br>の<br>届<br>等 | 事 業 報 告 書 等 の<br>届 出 ( 決 算 届 )<br><br>役 員 変 更 届<br><br>登 記 完 了 届<br><br>定 款 ( 寄 附 行 為 )<br>変 更 認 可 申 請<br>等 | 各種届出は1部(事業報告書等の届出は2部)、申請書は2部。<br><br>保健福祉環境事務所、保健所に提出。<br><br>(国・医療指導課で所管する法人については部数が異なる。)         |                   |                              | 法人台帳<br>の整理                  |

医療法人設立認可基準

| 事 項               | 認 可 基 準  | 根拠規定   | 運 用   |
|-------------------|--|--|---|
| 役員及び社員<br>(評議員)の数 | ① 役員は原則として理事3人以上、監事1人以上。<br>ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くことで足りる。<br>② 社団方式とする場合社員は3人以上。<br>③ 財団方式とする場合は評議員を置く。<br>④ 役員構成から見て、特定の営利法人によって経営が左右されるおそれがないこと。   | 法第46条の<br>2①<br><br><br><br><br><br><br>通知                     | ① 同左<br>・理事を1人とすることができるのは、<br>相当の理由がある場合のみとする。<br>② 同左<br>③ 同左<br>④ 医療法人の役員は、当該 医療法人<br>と取引関係のある 営利法人（医薬品等<br>会社や賃貸借契約を結ぶ不動産会社、親<br>族会社等）の役員でないこと。  |
| 役員の資格<br>(理事、監事)  | ① 成年被後見人又は被保佐人でないこと。<br>② 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。<br>③ ②に該当するものを除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。<br>④ 医療法人の開設する病院等の管理者は原則として理事に加えること。<br>⑤ 監事については、①～③のほか、理事又は医療法人の職員（管理者を含む。）を兼ねてはならない。<br>また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 | 法第46条の<br>2②<br><br><br><br><br>法第47条<br><br>法第48条<br><br>指導要綱 | ① 同左<br>② 同左<br><br><br>③ 同左<br><br>④ 同左<br><br>⑤ 親族とは民法第725条に規定される<br>次の者をいう。<br>・六親等内の血族<br>・配偶者<br>・三親等内の姻族  |
| 理事長の資格            | 医師又は歯科医師のうちから選出すること。   | 法第46条の<br>3①   | 同左  |
| 資 産 要 件           | ① 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。<br>② 病院・診療所の土地、建物等の賃貸借している場合は、適正な契約が行われており、契約期間は医業経営の継続性の観点から長期間であることが望ましい。<br>なお、賃借料については、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額なものである場合には、医療法第54条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触するおそれがあるので留意されたい。<br>③ 設立時の純資産額（基金拠出額）が、2ヶ月分の運転資金か400万円のいずれか大きい方の額以上であること。               | 規則第30条<br>の34<br><br>通 知<br><br>通 知<br><br>県独自基準               | ① 資産と負債の状況及び必要な施設と<br>設備の確保について確認すること。<br>② 自動継続条項がある場合は、契約期<br>間が1、2年でもよい。自動継続条項が<br>ない期間を定めた契約の場合、最低限契<br>約期間を最低限5年とする。<br>賃借料については、当該土地・建物の<br>固定資産税の評価額を証する書類や近隣<br>価格等を勘案し、妥当性を判断する。 |
| 開 業 実 績           | 個人での医療機関の経営実績が1年以上であること。   | 県独自基準  |   |
| 収 支 要 件           | 医療法人の年間収支見込額が利益400万円以上であること。   | 県独自基準  |   |

「法」 医療法（昭和23年法律第205号）

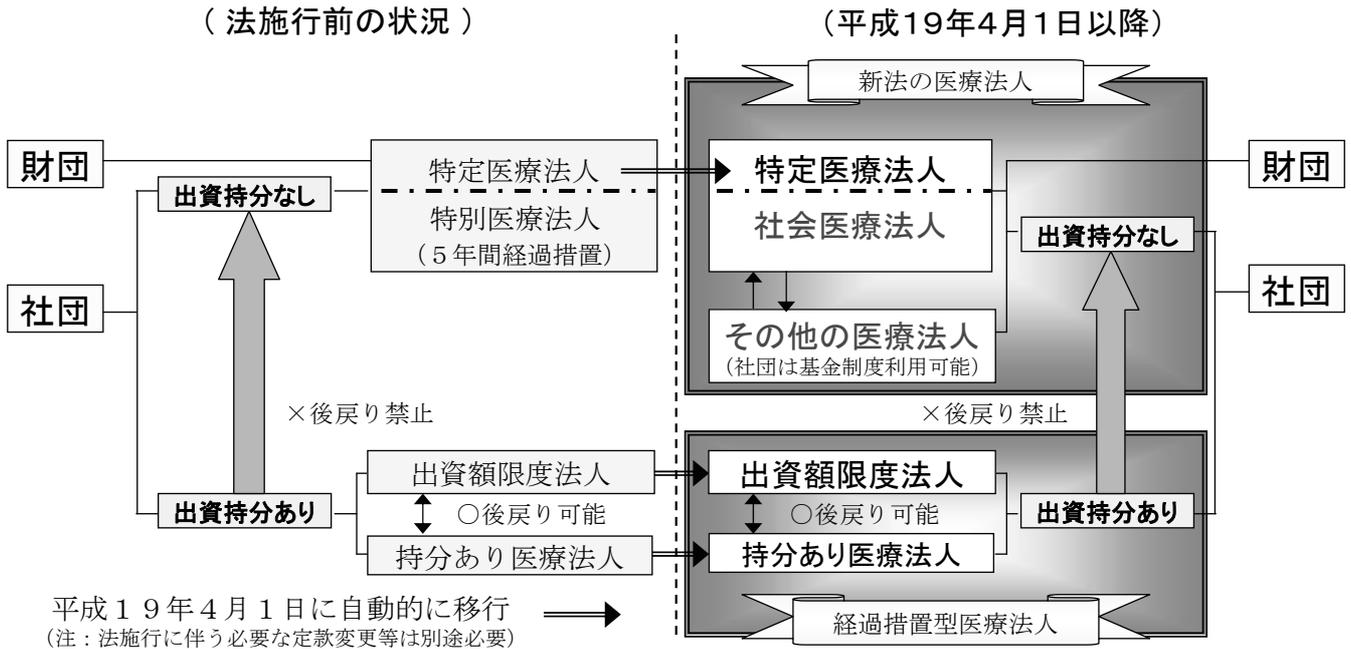
「規則」 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

「通知」 平成19年3月30日医政発第0330049号（厚生労働省医政局長通知）「医療法人制度について」

「指導要綱」 平成2年3月1日健政発110号（最終改正 平19医政発0330049号）

「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」

# 改正医療法に伴う医療法人の移行



## 平成19年4月以降設立できる医療法人は、新法の医療法人のみ

- ・経過措置型医療法人(旧法の医療法人)を平成19年4月以降設立することは不可
- ・持分あり医療法人から出資額限度法人への定款変更は平成19年4月以降も可能

## (1) 解散時の残余財産の帰属先の制限

(医療法第44条第4項関係)

残余財産の帰属すべき者を限定し、医療法人の非営利性の徹底を図る。  
『①国、②地方公共団体、③公的医療機関の開設者、④財団又は持分の定めのない社団の医療法人、⑤都道府県医師会又は郡市区医師会』のうちから選定

### 《従前の取扱い》

定款、寄附行為の定めるところにより、その帰属する者に帰属  
※ 合併、破産による解散を除く。

### 【問題点】

出資者の残余財産分配請求権を保証

- ◇ 営利法人と同様な取扱いとの指摘
- ◇ 国民皆保険で支える資源が医療の継続性に使われない。

### 非営利性の徹底

- ◆ 残余財産の帰属先について、個人(出資者)を除外
- ◆ 新設医療法人は、財団又は持分なし社団に限定

### 経過措置

- ◆ 既設医療法人は、当該規定を『当分の間』適用せず
- ◆ 新法適用の医療法人へは、自主的な移行とするが、定款変更後は後戻り禁止

### (3) 役員・社員総会等の法人内部の管理体制の明確化 (医療法第46条の2～第49条の4関係)

民間非営利部門として地域医療の中心である医療法人の理事、監事、社員総会、評議員会の各機能の明確化により、医療法人の内部管理体制の強化を図る。

#### 役員

- ◆役員(理事・監事)任期  
→ 2年と明記(再任は可能)など  
〈従前は運用上指導(モデル定款)〉

#### 監事

- ◆監事の職務の明確化  
→ 業務監査や監査報告書の作成など  
〈従前は民法第59条を準用)〉

#### 社員総会(社団医療法人)

- ◆社員総会の招集権者、招集方法などの明確化  
〈従前は民法第60～66条を準用)〉
- ◆社員の議決権 → 「1人1票」に限定  
〈従前は運用上指導(モデル定款)〉

#### 評議員会(財団医療法人)

- ◆評議員会の招集権者、招集方法などの明確化
- ◆評議員会への最低諮問事項を明確化  
〈従前は運用上指導(モデル寄附行為)〉
- ◆評議員の資格を明確化  
〈従前は法令上規定なし)〉

医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進

### (4) 事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備 (医療法第51条～第52条関係)

都道府県知事への事業報告書等の届出、閲覧等の規定の明確化により、医療法人の透明性の確保を図る。

| 医療法人   | 作成・届出書類  | 閲覧<br>〔事務所のみ〕   | 都道府県知事<br>への届出期限   |
|--|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ヶ月</li> </ul>   |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">改正医療法施行後</div> <div style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">透明性の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">監査報告の<br/>作成に伴う<br/>期限の延長</div> </div> |  |   |  |
| 医療法人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書</li> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・監事の監査報告書</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の書類に加え</li> <li>・定款、寄附行為</li> </ul>                            | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>都道府県知事<br/>への届出期限</b><br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月</li> </ul> </div> |
| 社会医療法人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>上記書類に加え</li> <li>・救急医療等確保事業の証明</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>〔事務所〕</li> <li>・債権者</li> <li>・社員又は評議員</li> <li>〔都道府県〕</li> </ul> |  |
| 社会医療法人債<br>発行法人  | <ul style="list-style-type: none"> <li>上記書類に加え</li> <li>・純資産変動計算書</li> <li>・キャッシュ・フロー計算書</li> <li>・附属明細表</li> <li>・公認会計士等の監査報告書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の者に加え</li> <li>・一般の者</li> </ul>                                |  |

# 基金制度の創設

(医療法施行規則第30条の37、第30条の38)

医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとする。

(社会医療法人、特定医療法人及び特別医療法人は採用不可)

## 【説明】

社団である医療法人（持分の定めのあるもの、特定医療法人及び特別医療法人を除く。）に拠出された金銭その他の財産であって、当該社団医療法人が拠出者に対して厚生労働省令及び当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うもの

(医療法施行規則第30条の37第1項)

【基金制度を利用する医療法人が社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合は】

拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要  
(医療法人制度について（平成19年医政発第0330049号医政局長通知）)

## 基金制度の概要①

- ・ 基金は利息を付さない債権（残余財産に含まれない）
- ・ 拠出者への返還額は拠出した当時の額が限度

## 【説明】

基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(医療法施行規則第30条の37第2項)

➡ 返還額は拠出した当時の額が限度

(剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を堅持)

【残余財産に含まれないとは】

[民法第78条（医療法第68条により準用）]

清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済 ← 基金の返還
- 三 残余財産の引渡し ← 出資金の払戻（分配）

【出資持分ありの社団医療法人の定款】

本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

➡ 払戻（分配）額が出資した当時の額を超過

(規制改革・民間開放推進会議は「事実上の配当」と評価)

## 基金制度の概要②

- ・ 基金を返還する場合は代替基金を計上
- ・ 代替基金を取り崩すことは不可

### 【説明】

基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

代替基金は、取り崩すことができない。

(医療法施行規則第30条の38第1項及び第2項)

### 【代替基金の意義】

基金の総額は、法人の財産的基礎を形成するもの。

そこで、返還された基金の代わりに代替基金を計上することにより、基金の総額が減少しないようにした。

### 【取り崩しの禁止】

代替基金は、基金が返還されても基金の総額が減少しないようにするために設けられた制度であるから、その取り崩しは予定されていないが、法人の内部留保という性質を有していることから、任意に取り崩すことができないことを確認的に定めた。